

令和元年度
柏市保健衛生審議会

会議資料

令和元年8月22日

目 次

資料 1	柏市保健衛生審議会委員名簿	2
資料 2	柏市保健衛生審議会専門分科会委員名簿	3
資料 3	柏市保健衛生審議会事務局名簿	4
資料 4	柏市保健所の組織図	5
資料 5	柏市保健衛生審議会開催スケジュール	6
資料 6	各専門分科会（母子保健専門 分科会・健康増進専門分科会）報告	当日配付
資料 7	新規・拡充事業実施までの流れ	7
資料 8	令和 2 年度保健所新規・拡充事業について (令和元年度分の報告含む)	8
参考資料 1	柏市保健所条例	1 5
参考資料 2	柏市保健所条例施行規則	1 8
参考資料 3	柏市附属機関等組織運営要領	2 1
参考資料 4	柏市附属機関等会議公開等要領	2 5

令和元年8月現在

	氏名	所属・役職等
1	秋葉直志	東京慈恵会医科大学附属柏病院院長
2	秋山明美	柏市旅館業組合会計
3	浅沼智恵	千葉県看護協会東葛地区部会会長
4	大久保千鶴子	柏市民生委員児童委員協議会副会長
5	楠木重男	柏歯科医師会会長
6	小林正之	北柏ナーシングケアセンター施設長
7	佐藤紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科教授
8	高本拓司	柏市食品衛生協会会長
9	長瀬慈村	柏市医師会会長
10	中村佳弘	柏市薬剤師会会長
11	野坂俊壽	柏市立柏病院院長
12	平野準子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
13	松倉聡	柏市医師会副会長
14	宮寛	東葛地域獣医師会会員
15	吉田麻美	公募委員

(敬称略 50音順)

母子保健専門分科会

	氏名	所属・役職等	備考
1	足立 千賀子	千葉県助産師会	
2	加藤 桂子	柏市小中学校校長会	
3	菊池 春樹	東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科准教授	
4	窪谷 潔	柏市医師会	
5	佐藤 紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科教授	会長
6	鈴木 美岐子	柏市私立認可保育園協議会会長	
7	染谷 弘子	柏市私立幼稚園協会	
8	橋 房子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	
9	二瓶 一嗣	千葉県柏児童相談所所長	
10	巻淵 順子	柏歯科医師会	
11	宮尾 晃代	柏市医師会	
12	和田 靖之	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	副会長
13	渡邊 智子	淑徳大学看護栄養学部栄養学科教授	

(敬称略 50音順)

健康増進専門分科会

	氏名	所属・役職等	備考
1	井坂 公俊	柏市体育協会理事長	
2	小野 泰弘	柏歯科医師会理事	
3	小林 正之	北柏ナーシングケアセンター施設長	会長
4	杉浦 清樹	柏市保健所管内調理師会監事	
5	杉本 健太郎	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科講師	
6	多田 紀夫	柏市立介護老人保健施設はみんぐ施設長	副会長
7	橋 房子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	
8	長瀬 慈村	柏市医師会会長	
9	中村 佳弘	柏市薬剤師会会長	
10	橋本 英樹	東京大学大学院医学系研究科教授	
11	星野 啓一	柏ノースモッ子作戦協議会委員	
12	峯村 淳子	柏市スポーツ推進委員協議会会長	

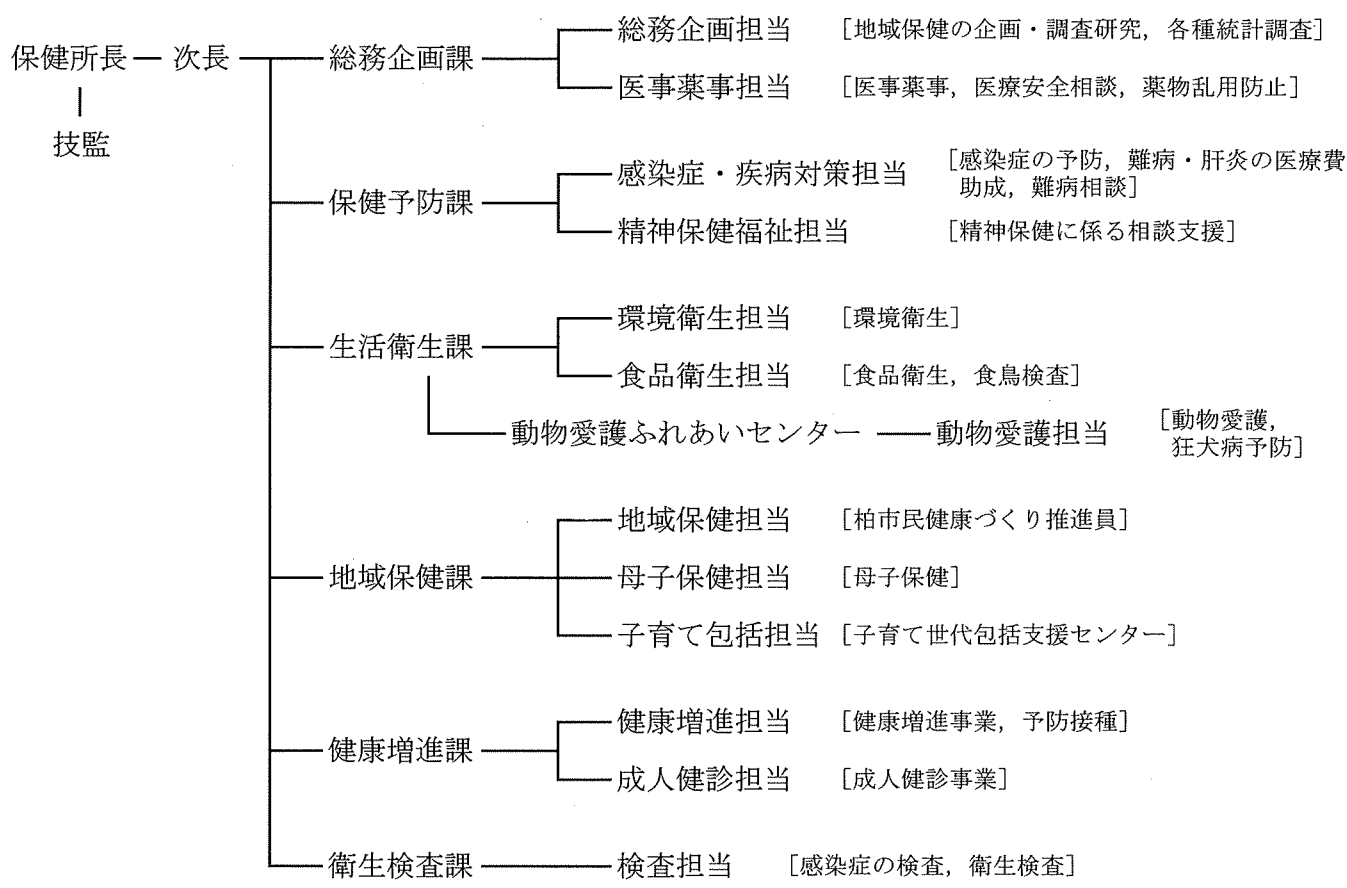
(敬称略 50音順)

柏市保健衛生審議会 事務局名簿

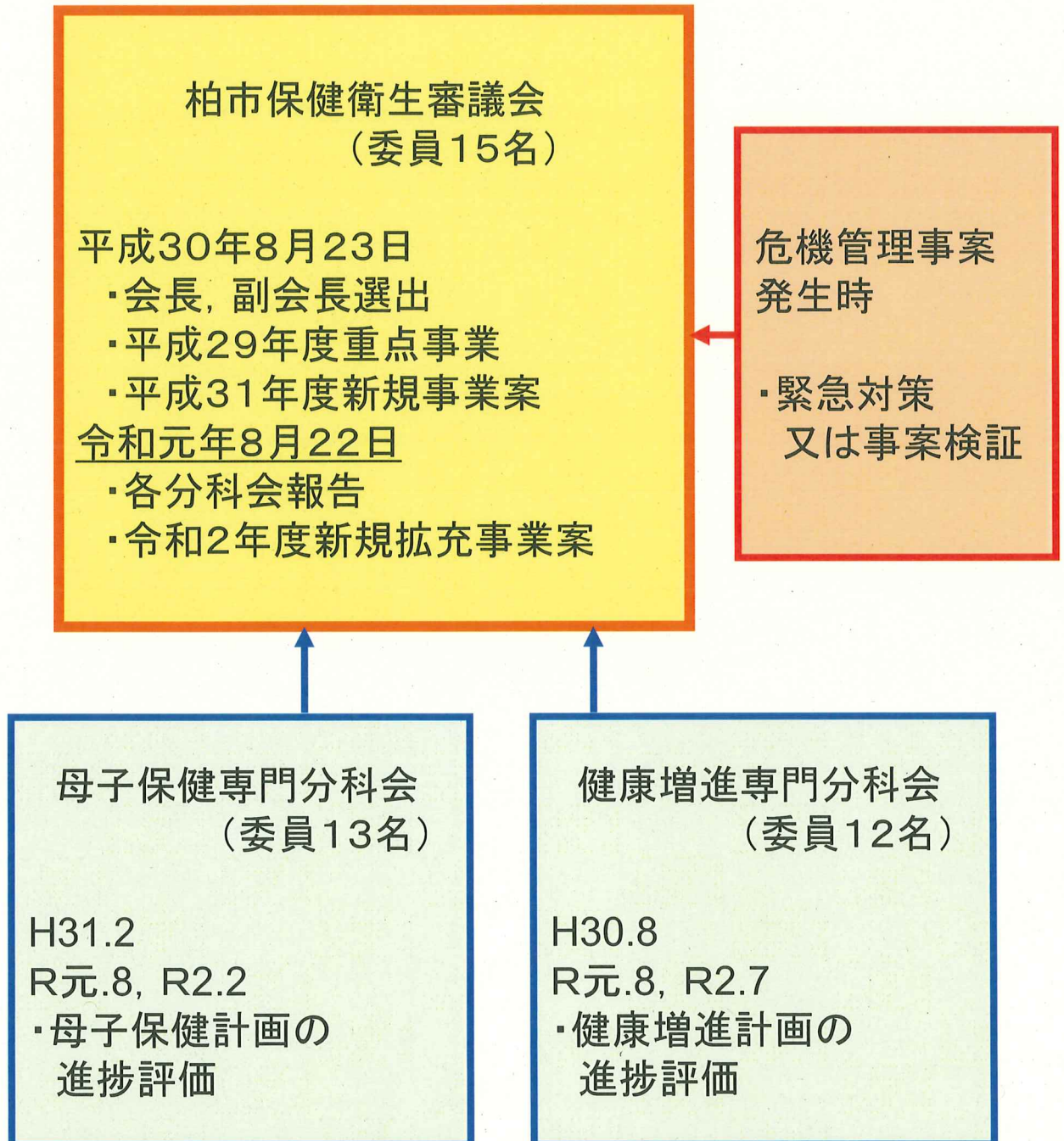
資料3

	所 属	氏 名	新留の別
1	保健所長	山 崎 彰 美	留任
2	保健所次長兼総務企画課長	能 崎 勉	留任
3	保健所技監	依 田 紀 彦	新任
4	保健予防課長	戸 来 小太郎	留任
5	生活衛生課長	田 邊 裕 通	留任
6	動物愛護ふれあいセンター所長	竹 田 雅 一	留任
7	地域保健課長	根 本 暁 子	留任
8	健康増進課長	相 馬 桂 子	留任
9	衛生検査課長	大 谷 理 砂	新任

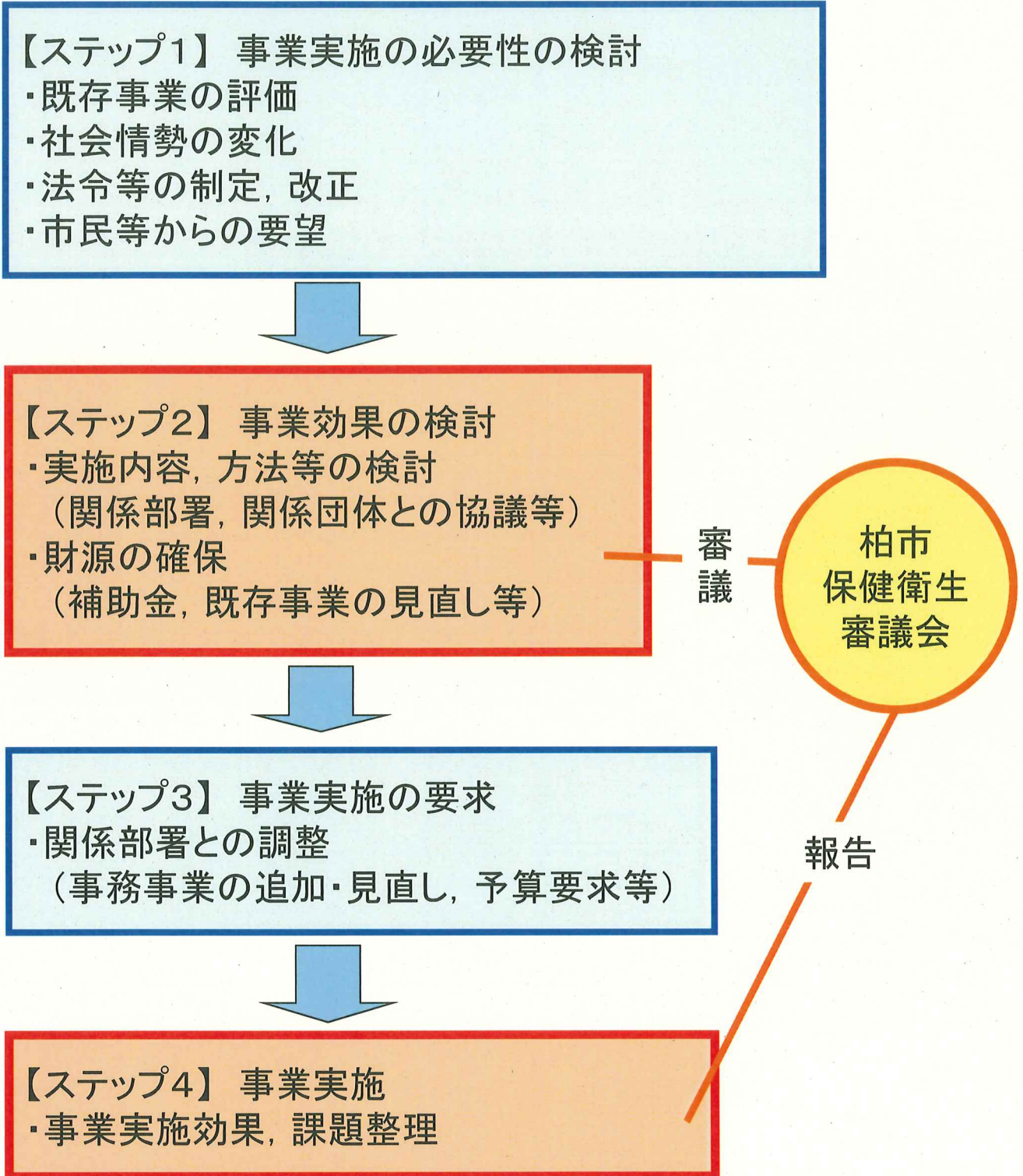
柏市保健所の組織図（令和元年7月1日）



柏市保健衛生審議会開催スケジュール H30.7～R2.7



新規・拡充事業実施までの流れ



【事業名】	【主管課】（関連部署※あれば）
新生児聴覚検査助成事業	地域保健課
【新規／拡充】	【財源】
新規	市単費
【事業の内容】	
<p><新規事業 R2開始時期未定 ※></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的: 児の聴覚障害を早期に発見し, 早期に介入することで, 患児と家族の生活を高めることにつなげる。 ・対象: 新生児 ・内容: 自動聴性脳幹反応(自動ABR)若しくはスクリーニング用耳音響放射(OAE)の聴覚検査を実施し, その検査にかかる費用を負担するもの ・日時: 初回検査は, 概ね生後3日以内, 確認検査は, 概ね生後1週間以内に実施 ・場所: 各産科医療機関 <p>※千葉県調整が終わらないかぎり, 当市単独での実施は不可能であることから, 現状において開始時期は未定であり, R3以降の開始となる可能性もある</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査については, 早期発見・早期介入が有効であると考えられながらも, 全ての方が受検しておらず, 81.8%という状況である(平成29年度厚生労働省の調査)。 ・新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村は22.6%にとどまっている(平成29年度厚生労働省の調査)。 ・難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトが, 平成31年3月に, 厚生労働省及び文部科学省の共同で立ち上げられ, 令和元年6月12日に積極的な取り組みを求める報告が送付されている。 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の実態調査により, 千葉県は検査の実施率として, 全国ワースト5道府県の1つである。 ・県内において助成を実施している自治体は, いすみ市(H28～), 睦沢町(H30～)のみである。 ・新生児聴覚検査の費用を負担することは, 検査の実施率を上げることにつながるため, 県内の全ての市町村で対応してもらいたいとの説明があった。(平成30年10月5日) ・現在, 妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査と同様, ちば県民保健予防財団に委託する等, 千葉県が中心となって調整中, 早ければ令和2年度から事業を開始予定である。 	

【事業名】	【主管課】
食品営業施設監視・指導事業	生活衛生課
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
拡充	2,595
【事業の内容及び実施状況】	
<p>① 食品関係事業者の監視実施により、健康被害の未然防止と安全な食品の流通確保。</p> <p>② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の周知と導入の推進。</p> <p>③ 監視時、HACCP取組状況の確認及び指導。</p> <p>講習会等の実績(令和元年6月末日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規, 継続講習会: 参加者139名 ・講習会(HACCP関係): 参加者838名 ・立入件数(製造業): 監視件数56件 	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)や課題など】	
<p>食品衛生法の一部改正(HACCPに沿った衛生管理の制度化)。</p>	

【事業名】	【主管課】 （関連部署※あれば）
食品営業施設監視・指導事業	生活衛生課
【新規／拡充】	【財源】
拡充	市単費
【事業の内容】	
<p>① 食品関係事業者の監視実施により、健康被害の未然防止と安全な食品の流通確保。 ② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の周知と導入の推進。 ③ 監視時、HACCP取組状況の確認及び指導。 ④ 柏市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定。 ⑤ 営業許可制度の見直しと営業届出制度創設の周知</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<p>食品衛生法の一部改正(HACCPに沿った衛生管理の制度化, 営業許可制度の見直し, 営業届出制度の創設)。</p>	

【事業名】	【主管課】
受動喫煙防止対策事業	健康増進課
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
新規	1,114
【事業の内容及び実施状況】	
<p>① 市民や施設管理者(飲食店・事業所等)に対し, 改正された健康増進法の内容や受動喫煙による健康影響等について, パンフレット等を配布し周知啓発を行う。</p> <p>② 施設管理者に対し, 法改正及び受動喫煙防止対策に関する説明会等の実施。</p> <p>③ 国庫補助対象(補助率1/2)</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)や課題など】	
<p>2018年7月18日 受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が成立。罰則規定有。</p> <p>2019年7月1日 一部施行(学校, 病院, 児童福祉施設等, 行政機関における敷地内禁煙)。</p> <p>2020年4月1日 全面施行(事業所や飲食店等, 多数の者が利用する施設等における原則屋内禁煙)。</p> <p>※保健所には, 住民・施設等への周知啓発, 指導監督業務等が課せられる。</p>	

【事業名】	【主管課】（関連部署※あれば）
受動喫煙防止対策事業	健康増進課
【新規／拡充】	【財源】
拡充	国等補助あり
【事業の内容】	
<p>改正健康増進法の全面施行に伴う業務拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理権原者等への指導, 助言, 勧告等の実施 適宜立ち入り検査による現地確認を行う ・喫煙可能室届出事務(新規・変更・廃止)の開始 <p>※ 国庫補助対象(補助率1/2)</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<p>2018年7月18日 受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法成立。</p> <p>2019年7月 1日 一部施行(学校, 病院, 児童福祉施設等, 行政機関における原則敷地内禁煙)</p> <p>2020年4月 1日 全面施行(事業所や飲食店等, 多数の者が利用する施設等における原則屋内禁煙)</p> <p>※違反に対しては, 罰則規定あり。</p>	

【事業名】	【主管課】
骨髄移植ドナー支援事業	総務企画課
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
新規	2,100
【事業の内容及び実施状況】	
<p>① 骨髄等移植の促進を目的に、提供者(ドナー)の市民を対象に、提供に要した日数に応じて助成する(20,000円/日,7日間を上限)。</p> <p>② ①の対象者がドナーとして必要な検査入院等のための特別休暇の取得を認めた国内の事業所に助成する(10,000円/日,7日間を上限)。</p> <p>③ 柏市及び骨髄バンクホームページ掲載,広報,近隣センターや献血ルームへのチラシ配布により周知を図る。</p> <p>④ 県補助額1/2</p> <p>⑤ 平成31年3月27日に柏市骨髄ドナー助成金交付要綱を制定し,平成31年4月1日から施行している。</p> <p>⑥ 今年度の申請件数/1件(令和元年7月末現在)</p>	
【導入の背景(法令,国,近隣自治体の状況)や課題など】	
<p>① 平成29年8月4日に千葉県が「骨髄移植におけるドナー支援事業補助金交付要綱」を制定。(平成29年4月1日から適用)</p> <p>② 令和元年7月31日現在,千葉県内では31市町が実施している。(実施自治体:千葉市,船橋市,松戸市,野田市,流山市,我孫子市,鎌ヶ谷市,印西市,習志野市,浦安市,市川市,八千代市,佐倉市,成田市,市原市等)</p> <p>③ 令和元年6月末時点で,全国の患者登録数(累計)56,873人,HLA適合患者数(累計)45,260人。</p> <p>④ 令和元年6月末時点で,千葉県のドナー登録者数17,066人。 令和元年3月末時点で,柏市のドナー登録者数1,288人。</p>	

【事業名】	【主管課】
柏市における猫の飼育実態調査及び猫に係る市民意識調査	動物愛護ふれあいセンター
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
新規	＜予算なし＞
【未実施の理由】	
<p>類似事業を東京都が先んじて実施していたため、東京都が委託した事業者から柏市のスケールに応じた見積書を徴収したところ、その額が300万円に達した。予算規模に対し、得られる効果が限定的との指摘を財政課から受け、令和元年度は予算計上されなかった。</p> <p>本事業では予算措置はなかったが、担当内で人員を工面し、資料の作成、調査、集計を行うことができないか検討している。本年度については、当所事業計画は未遂となる見込みであるが、市内における猫の推定数調査は実施したいと考える。</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)や課題など】	
<p>① 動物愛護法の対象動物である猫について、市内に生息する実数を行政が把握する手段がない。このような状況の中、猫に対する苦情・相談は後を絶たず、根本的な行政施策の立案に苦慮している。</p> <p>② 飼い主のいない猫の推定数を把握することにより、当所の既存事業である「猫の不妊去勢手術助成金交付事業」の効果判定の一助とする。</p> <p>③ 東京都では約5年ごとに、「東京都における犬及び猫の飼育実態調査」を実施しており、行政施策の基礎資料として有効に活用されている。</p>	

○柏市保健所条例

平成19年12月26日

条例第47号

改正 平成21年12月24日条例第34号

平成25年12月25日条例第52号

(設置)

第1条 本市における公衆衛生の向上及び増進並びに市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、保健所を設置する。

(名称等)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
柏市保健所	柏市柏下65番地1	本市の区域

(平21条例34・一部改正)

(手数料)

第3条 地域保健法施行令（昭和23年政令第77号。以下「令」という。）第8条第1項第1号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務（規則で定めるものを除く。）の提供を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定基準により算定した額の100分の80に相当する額に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、この算定方法により算定し難いものは、実費に相当する額として規則で定める額とする。

- 3 手数料の納入の時期は、第1項に規定する役務の提供を受ける時とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、令第8条第1項ただし書に規定する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納入した手数料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。

(平25条例52・一部改正)

(柏市保健衛生審議会の設置)

第4条 保健所の適正な運営等に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、柏市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務及びその権限)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第4条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第5条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (3) その他保健所の運営等に関する事項

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、保健、医療及び生活衛生に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第6条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

4 特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 当該専門的な事項に関する学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第52号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○柏市保健所条例施行規則

平成20年3月28日

規則第42号

改正 平成29年12月22日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市保健所条例（平成19年柏市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 保健所の行う検査を受けようとする者は、検査申込書を市長に提出することにより、市長に申し込まなければならない。

(条例第3条第1項の規則で定める役務)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める役務は、次に掲げるものとする。

- (1) HIV抗体検査
- (2) クラミジア抗体検査
- (3) 梅毒血清検査
- (4) 肝炎ウイルス検査

(平29規則91・一部改正)

(手数料の減免)

第4条 条例第3条第4項の規定による手数料の減額又は免除（以下「手数料の減免」という。）をする割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者 100パーセント
- (2) 国又は他の地方公共団体(本市の区域内に官公署又は施設を設置する国又は他の地方公共団体が、保健所の行う検査を公務上必要とする場合に限る。) 50パーセント
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める割合

- 2 手数料の減免を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料減免申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(手数料の返還)

第5条 条例第3条第5項ただし書の規定による手数料の返還を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料返還申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の返還の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料返還決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 条例第4条に規定する柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、在任の委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席の委員及び特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第8条に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員又は特別委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の会議及び議事は、審議会の会議及び議事に準じて行う。

6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 部会長は、前項の規定により部会の議決をしたときにあつては部会の会議の結果を、部会の審議が長期にわたる場合で部会長が必要と認めるときにあつては部会の会議の経過を審議会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会（部会に調査審議させる場合にあつては、部会）は、必要に応じて委員及び特別委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営)

第10条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

柏市附属機関等組織運営要領

制定 平成 23 年 1 2 月 6 日

施行 平成 23 年 1 2 月 6 日

(目的等)

第 1 条 この要領は、附属機関等の組織の簡素化と運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例により設置された機関をいう。

(2) 懇談会

有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い、市政への反映等を目的とした本市が開催する会合をいう。

(3) 連絡・調整会議，研究会等（以下「調整会議等」という。）

市の職員以外の者を構成員に含めた組織であって、次のいずれかに該当する組織をいう。

ア 連絡・調整会議（関係団体，関係機関との連絡調整，意見調整等を主な目的とし，市は一構成員として参加するもの）

イ 実行委員会（まちづくりやイベントの実行，啓発等を主な目的とするもの）

ウ 研修・研究会（本市職員の研修，研究等を主な目的とするもの）

エ 説明会・ワークショップ等（不特定多数を対象とするもので，広聴を主な目的とするもの）

(設置)

第 3 条 次の各号に掲げる項目に該当する場合は，原則として新たな附属機関を設置しないものとする。

(1) 市民等の意見を聞くにあたり，市政モニター制度又はパブリ

ックコメント制度（意見公募手続）など，他の方法を活用した方がより効果的であると考えられる場合

- (2) 不服審査又は行政処分への関与など，法令の改正等により新たに附属機関の審議事項とすべきものが発生した場合であって，審議分野の共通性等に着目したとき，既存の附属機関において審議することが可能である場合

（廃止）

第4条 次の各号に掲げる項目に該当する場合は，原則として附属機関及び懇談会を廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的が既に達成されている場合
- (2) 社会経済情勢又は市民ニーズの変化等により，著しく設置の必要性が低下した場合
- (3) 活動が著しく不活発な場合
- (4) 市政モニター制度又はパブリックコメント制度（意見公募手続）など，他の方法を活用した方がより効果的であると考えられる場合
- (5) 設置目的又は審議分野等が他の附属機関と類似又は重複している場合

（組織等）

第5条 附属機関，懇談会及び調整会議等の組織及び構成等は，次のとおりとする。

- (1) 附属機関の名称は，原則として次のとおりとする。

ア 審査会

特定の事項について判定又は結論を導き出すために，その内容を調べるもの

イ 調査会

一定の範囲の事項について，その真実を調べるもの

ウ 審議会，委員会

諮問に応じて特定の事項について論議し，意見又は見解について答申等を行うもの

- (2) 懇談会及び調整会議等の名称には，審査会，調査会，審議会，委員会等の附属機関と混同する名称を用いないものとする。
- (3) 附属機関の委員の数は，おおむね次のとおりとする。

ア 審査会及び調査会

10人以下

イ 審議会，委員会

15人以下

(4) 附属機関及び懇談会の委員構成は，可能な限り次のとおりとする。

ア 委員により代表される意見，学識，経験等が，公正かつ均衡の取れた構成になるよう留意する。

イ 審議事項に利害関係を有する委員を選任する場合は，一方の利害を代表する委員の数を，総委員数の半数以下とする。

ウ 同一団体からの推薦による委員は，一の附属機関につき1人とする。

エ 男女の一方の委員数が，委員総数の100分の35未満とならないようにする。

オ 法令等に基づく場合又は特に必要と認める理由がある場合を除き，市議会議員は委員とはしない。

(5) 附属機関及び懇談会の委員の任期と兼職の取扱いは，可能な限り次のとおりとする。ただし，プロポーザル方式選定委員会，ネーミングライツ導入審査委員会，指定管理者導入方針検討委員会及び指定管理者候補者選定委員会は除く。

ア 一の者は，一の附属機関又は懇談会の委員の任期について，連続して3期を越えることはできない。

イ 一の者は，同時に3を越える附属機関又は懇談会の委員を兼ねることはできない。

(6) 市民の意見及び市内有識者の登用を目的として，附属機関及び懇談会の委員について公募を行う。

ただし，以下の附属機関及び懇談会についてはこの限りではない。

ア 非公開又は部分公開で開催される附属機関及び懇談会

イ 行政処分に関係する附属機関及び懇談会

ウ 高い専門性が求められる附属機関及び懇談会

(7) 附属機関及び懇談会の委員の公募手続き及び選考方法等は，別に定めるところによる。

(8) 懇談会は、合議体とならないよう定員及び議事手続き等を定めないものとする。

(会議の公開等)

第6条 附属機関及び懇談会の会議の公開及び概要の公表などは、柏市附属機関会議公開等要領の規定に基づくものとする。

(事務分掌)

第7条 附属機関、懇談会及び調整会議に関する事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 附属機関、懇談会の総括的事項については、企画部行政改革推進課（以下、「総括担当課」という。）が所管する。
- (2) 附属機関、懇談会及び調整会議の委員の選任その他の基本的な事項については、附属機関、懇談会及び調整会議の庶務を処理する部署（以下、「運営担当課」という。）が所管する。
- (3) 附属機関及び懇談会の設置、委員選任など、附属機関及び懇談会の運営に係る重要事項の決定にあたっては、運営担当課は総括担当課の合議を経ることとする。

附 則

この要領は、平成23年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

柏市附属機関等会議公開等要領

制定 平成12年 9月29日

施行 平成12年10月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第23条の規定による実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関をいう。
- (2) 懇談会 条例第23条のこれに類するものをいい、有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い、市政への反映等を目的とした本市が開催する会合をいう。
- (3) 庶務担当課等 附属機関又は懇談会の庶務を担当する課等をいう。

(会議の非公開の決定)

第3条 条例第23条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部を公開しない旨の決定は、附属機関にあつては、附属機関の長が、当該附属機関に諮って行うものとし、懇談会にあつては、庶務担当課等の長（以下「運営担当課長」という。）が、行うものとする。ただし、附属機関の長が選任されていない場合には、当該附属機関の運営担当課長が当該決定を行うことができる。

2 前項の規定により附属機関に諮って行う決定は、出席した附属機関の委員の過半数で決し、可否同数のときは、附属機関の長の決するところによる。

(会議の開催の周知)

第4条 運営担当課長は、附属機関の会議を公開する場合（その会議の一部を公開する場合を含む。以下同じ。）にあつては、当該会議の開催日の2週間前までに、例1を参考に作成する会議開催案内を、行政資料室（柏市行政資料室要領（平成12年9月29日制定）第1条第1項の規定により設置された柏市行政資料室をいう。以下同じ。）に掲示し、及び報道機関への情報提供のため広報を担当する課の長（以下「広報担当課長」という。）に情報を提供するとともに、広報紙及びホームページに掲載すること等により周知を図るよう努めるものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 広報担当課長は、前項本文の規定により、提供を受けた会議開催情報を遅滞なく報道機関に通知するものとする。

（会議の公開の方法等）

第5条 附属機関の会議の公開は、附属機関が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関は、会議を公開する場合には、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関は、第1項の規定により会議の傍聴を認めた者に対し、会議資料（条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているものを除く。）を配付するものとする。

4 附属機関は、会議を公開するにあつては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、例2を参考に傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、会議の会場における秩序の維持に努めるものとする。

（会議録、会議資料等の公表）

第6条 運営担当課長は、条例第23条第2項の規定により、附属機関の会議終了後速やかに、例3を参考に会議録を作成するものとし、発言した委員名は原則記載するものとする。

2 運営担当課長は、附属機関の会議が公開により開催された場合には、条例第23条第3項の規定により、前項の会議録の写し（当該会議の一部が公開により開催された場合には、当該公開された部分に限る。）を行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

3 運営担当課長は、附属機関の会議が公開により開催された場合

には、当該会議に係る会議資料（当該会議の一部が公開により開催された場合には、当該公開された部分に限る。）を原則、行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

- 4 運営担当課長は、附属機関の会議が非公開により開催された場合には、例4を参考に作成する会議開催状況を行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

（概要の作成及び公表等）

第7条 運営担当課長は、所管する附属機関を設置、変更等した場合は、例5を参考に作成する附属機関の概要を行政資料室に配架し、並びにホームページに掲載すること等により情報の公開に努めるものとする。

- 2 運営担当課長は、所管する附属機関が廃止された場合は、行政資料室及びホームページでの公開内容を変更するものとする。

（運用状況の公表）

第8条 条例第27条の規定による施行の状況の取りまとめ及び公表については、附属機関及び懇談会の総括を担当する課の長が、年1回、行うものとする。

- 2 前項の公表は、同項の取りまとめをした施行の状況について行政資料室に配架し、及びその概要を広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。

（準用）

第9条 第4条から第7条までの規定は、懇談会の会議等について準用する。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず，附属機関等の長が選任されている場合であって，同項の決定がされていないときは，施行日以後初めて行う会議について，運営担当課長が同項の決定を行うことができる。
- 3 第4条及び第5条（第1項を除く。）の規定は平成12年11月1日以後に開催する会議について適用し，同日前に開催する会議についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は，平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要領は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要領は，平成23年12月6日から施行する。

附 則

この要領は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。